



この別表を記載する場合には、その記載に先立って別表八(一)付表一の「受取配当等の額の明細」の各欄を記載し、次にこの別表において負債利子等の額の計算をします。

- ① 令和2年旧令第22条第1項((当年度実績による負債利子等の額の計算))による場合には下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び上段左の「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、
- ② 令和2年旧令第22条第4項((基準年度実績による負債利子等の額の計算))による場合には上段右の「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。
 - (注) 1 「負債利子等の額の計算」及び「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(令和4年4月1日前に開始した事業年度(令和2年改正法附則第14条第1項(連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)に規定する旧事業年度(以下別表八(一)付表一、別表十一(一)、別表十一(一の二)及び別表十四(二)の留意点において「旧事業年度」といいます。))を除きます。)にあっては、記載を要しません。
 - 2 上記②による場合には、下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。
 - 3 令和2年旧令第22条第4項の規定は、平成27年4月1日に存する法人について適用がありますが、適用を受ける法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

「当期に支払う負債利子等の額3」及び「当期に支払う負債利子等の額16」
 当期に支払う負債利子のほか、令和2年旧令第21条((負債の利子に準ずるもの))に掲げるものも含めて記載します。

「連結法人に支払う負債利子等の額4」
 その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。

【チェックポイント】
 資産の取得価額に算入されている支払利子の額を負債利子等に含めていますか。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合		基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合	
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)	1	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)	14
受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」又は「20の計」)	2	受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」)	15
関 連 債 利 子 負 債 当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	3	関 連 債 利 子 負 債 当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	16
連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	4	連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	17
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(三(二))「17」のうち多い金額)	5	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(三(二))「17」のうち多い金額)	18

【チェックポイント】
 3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。

別表八(一) 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

人等 の 株 式 の 計 算	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」	6	人等 の 株 式 の 計 算	計 (16) - (17) + (18)	19
	計 (3) - (4) - (5) + (6)	7		平成27年4月1日から平成29年3月31日 までの間に開始した各事業年度の負債利 子等の額の合計額	20
	総資産価値額 (29の計)	8		同上の各事業年度の関連法人株式等に係 る負債利子等の額の合計額	21
	期末関連法人株式等の帳簿価値額 (30の計)	9		負債利子控除割合 $\frac{(21)}{(20)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	22
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 $(7) \times \frac{(9)}{(8)}$	10		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)	23
	その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)	11		その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)	24
	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)	12		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)	25
	受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)	13		受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)	26
					円

「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額20」

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。

「同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額21」

「20」に記載した金額のうち、その各事業年度の関連法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき令和2年旧法第23条((受取配当等の益金不算入))及び令和2年旧令第22条第1項((当年度実績による負債利子等の額の計算))の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。

【チェックポイント】

「受取配当等の益金不算入額13又は26」欄の金額が、別表四「14」欄及び別表三(一)付表「11」欄と一致していますか。

【チェックポイント】

基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄～23欄に金額を記載していますか。

20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか(その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。)

別表八(一)

「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

【チェックポイント】

総資産の帳簿価額は、令和2年旧令22①一((当年度実績による負債利子等の額の計算))に規定されている調整項目以外の項目を加減算していませんか。

「総資産の帳簿価額27」

確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。)を記載します。

税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。

「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等28」

次の(1)から(3)までに掲げる金額(法人が連結法人である場合にあっては(1)から(4)までに掲げる金額)の合計額を記載します。

- (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額
- (2) 特別償却準備金として積み立てている金額
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額
- (4) 法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額

税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額(27)-(28)	期末関連法人株式等の帳簿価額
	27	28	29	30
前期末現在額	円	円	円	円
当期末現在額				
計				

【チェックポイント】

関連法人株式等の帳簿価額は、税務計算上の金額になっていますか。

また、外国法人の株式の帳簿価額を関連法人株式等の帳簿価額に含めていませんか。

「期末関連法人株式等の帳簿価額30」

各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。

なお、この場合の期末関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その事業年度終了の日の6月前の日の翌日(当該他の内国法人がその翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日)から当期末まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(期末完全子法人株式等を除きます。)をいいます。

(注) 期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に当期首(当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日)から当期末まで継続して完全支配関係があった場合(その内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当期首からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当期末まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等をいいます。

「前期末現在額」には、期末関連法人株式等とこれ以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの別表の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。